

## 相模原市立清新中学校 PTA 個人情報取扱規約

### 第一条 目的

この規約は、個人情報個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、相模原市立清新中学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集・利用・管理を図りつつ、本会の事業の適正かつ円滑な運営ができるとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### 第二条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる PTA 事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

### 第三条 管理取扱い

PTA 会長を責任者に、役員、委員、教職員が責任をもって取扱い・運用する。

### 第四条 個人情報の収集

本会は個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### 第五条 収集の届け出、事業ごとの利用目的等の特定

役員・委員は活動上、新たに個人情報を収集するときは管理者の承認を得なければならない。

#### 1 PTA 会費の集金・管理

#### 2 ボランティア等アンケート、事務局、広報委員、ボランティアの募集

#### 3 個人情報の収集の対象者

#### 4 役員選出、並びに本部役員選出のための指名活動

#### 5 広報紙、PTA 便り、ホームページへの掲載

#### 6 役員、本部役員の名簿の作成

#### 7 その他、管理者が必要と認めた時

本規程に基づき届け出た事項を変更又は廃止するときは管理者を含めた運営役員の承認を得なければならない。

### 第六条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

第七条 個人情報の管理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適切に管理する。  
不要となった個人情報は管理者又は取扱者が適正かつ速やかに破棄しなければならない。

第八条 保管及び持ち出し等

個人情報、個人情報データを取り扱う電子機器等については、適切な状態で管理しなければならない。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め送付情報内容の限定や利用者が適切に管理し、使用後もそのデータを適切に管理しなければならない。

第九条 第三者への提供

広報紙やPTA 便り作成時に業者へ写真データ提供  
地区の活動団体役員、担当者の報告（担当本部役員名、住所、連絡先）  
PTA会計用の通帳作成時、振込時（PTA会長名等）

第十条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当 するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるとき

第十条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める

事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第十一条 情報開示等

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第十二条 漏えい時の対応

個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第十三条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

第十四条 本会の「相模原市立清新中学校 PTA 個人情報取扱規約」は、総会において改正する。

付則

本規約は、令和4年5月7日より施行する。